

行政相談・行政書士相談会を開催します

【行政相談】

「どこの窓口に申請したらよいか教えて欲しい」「分かりづらい道路案内標識を改善してほしい」など、困っていること、望んでいることはありませんか。こんな時、行政相談委員にご相談ください。

町では、総務大臣から委嘱された2人の行政相談委員が活動しており、定期的に行政相談を行っています。今回は、下記の日程で相談を受け付けます。

- ▶ **日 時** 8月4日(火) 午後1時～4時
- ▶ **場 所** 茨城町役場 2階 第1会議室
- ▶ **行政相談委員** 石井 敏 幸
海老澤 栄 子
- ▶ **そ の 他** 事前申込不要(受付順)、無料

【問合せ先】 秘書広聴課 協働推進グループ ☎ 029-291-8802 (直通)

【行政書士無料相談会】

「円満な相続がしたい」「会社を立ち上げたい」「必要な許可を知りたい」など、暮らしの中でお困りのことはありませんか。行政書士が、親切・丁寧に皆さまのお悩みをお聞きし解決の促進を図ります。

- ▶ **日 時** 8月12日(水) 午後1時～4時
- ▶ **場 所** 茨城町役場 2階 第1会議室
- ▶ **相 談 員** 茨城県行政書士会 水戸支部会員
- ▶ **そ の 他** 事前申込不要(受付順)

【問合せ先】 茨城県行政書士会 水戸支部事務局
木村 ☎ 029-251-3101



※注意事項

- ・相談当日は検温してからお越しください。なお、少しでも体調に不安がある場合は、相談を控えていただきますようお願いします。
- ・マスクの着用を含む咳エチケットの徹底をお願いします。
- ・相談時間は最大30分間を目安とし、長時間の相談はお控えください。

災害時の避難における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染の恐れがある状況において、地震や台風等の災害により、避難が必要になった場合、感染防止についても対策の必要があります。

町では、避難所運営において、避難者の健康状態の確認や十分なスペースの確保等の対策を検討しておりますが、町民の皆様におかれましても、以下のとおり避難における感染防止対策についてご検討いただきますようお願いいたします。

■避難を検討される方へ

(1) 親戚や知人宅への避難や車中避難

避難の方法は、避難所へ行くことではありません。災害から命を守るために安全な場所に行くことが避難となります。

避難所は、構造上「密閉・密集・密接」(3密)の状態が発生しやすい場所です。可能な場合は、親戚や知人宅、もしくは避難所の駐車場などでの車中避難をご検討ください。なお、そのような対応が困難な方は、無理をせず、各避難所へ避難していただきますようお願いいたします。

(2) 手洗い、咳エチケット等の徹底

避難所内でも手洗いや咳エチケットを徹底してください。特に、マスクについては必ず着用するようお願いします。

(3) 必要な物品の持参

町の備蓄品には限りがあります。避難に必要な物品については、「自助」の取り組みとして日頃から備蓄していただき、ご持参くださいますようお願いいたします。

感染症対策用物品(例) マスク、体温計、ウエットティッシュ、スリッパ等

(4) 体調不良の方や感染症の疑いのある方の避難について

避難時に体調不良や経過観察期間中(濃厚接触者)の方については、一般の避難所とは別の場所に避難していただく必要があります。避難される際は、事前に町にご連絡の上、職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練(試験放送)を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(※Jアラート)を用いた訓練で、町内の防災行政無線屋外スピーカー及び防災ラジオから、訓練放送が流れます。

▶ 訓練実施日時 8月5日(水) 午前11時頃

▶ 訓練で行う放送試験

町内の防災行政無線から、一斉に下記の内容で放送されます。

放送内容

- 上りチャイム音
- 「これは、Jアラートのテストです。」×3回
- 「こちらは、防災いばらきです。」
- 下りチャイム音



※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125 (直通)